

消防設備点検資格者等 に係る講習の受講期限 の改正

平成23年10月

改正の背景

消防設備士、消防設備点検資格者などの各種講習の受講期限は、「免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日から（2～）5年以内（※資格等によって異なる。）と定められている。

しかし、講習の開催が年1回程度の地域においては、免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日によっては、事実上講習期限の1年以上前の時点で受講又は遠隔地の講習会場での受講を余儀なくされている。



そこで、講習受講者の負担軽減の観点から、講習の受講期限を見直すため、消防法施行規則、危険物の規制に関する規則及び関係する消防庁告示が改正された。

告示

「甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件」 (平成23年消防庁告示第8号)

公布日 平成23年6月17日

※「消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について」 (平成23年6月17日付け消防予第231号・消防危第122号) において、他の改正事項と併せて通知

改正内容①

消防設備士、危険物取扱者（危険物の取扱業務に従事する者に限る。）、甲種防火管理講習既修者（一定の建築物等に係る防火管理者に限る。）、消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者、自衛消防業務講習既修者、防災管理講習既修者又は防災管理点検資格者講習既修者が受けることとされている**各種講習の受講期限を年度単位**に改める。

施行日 平成24年4月1日

改正内容②

講習	現在
消防設備士	<ul style="list-style-type: none">①「免状の交付を受けた日から2年以内」②「講習を受けた日から5年以内」
危険物取扱者 (危険物の取扱業務に従事する者に限る。)	<ul style="list-style-type: none">①危険物の取扱い業務に従事することとなった日前2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合において、「免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から3年以内」②「講習を受けた日から3年以内」



変更後
<ul style="list-style-type: none">①「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内」②「講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」
<ul style="list-style-type: none">①「免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内」②「講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内」

改正内容③

講習	現在
甲種防火管理講習 既修者（一定の建築物等に係る防火管理者である者に限る。）又は防災管理講習既修者	「最後に講習の課程を修了した日から5年以内」
消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者又は防災管理点検資格者講習既修者	「免状の交付を受けた日から5年以内」
自衛消防業務講習	「講習の課程を修了した日から5年以内」



変更後
「最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」
「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」
「講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内」

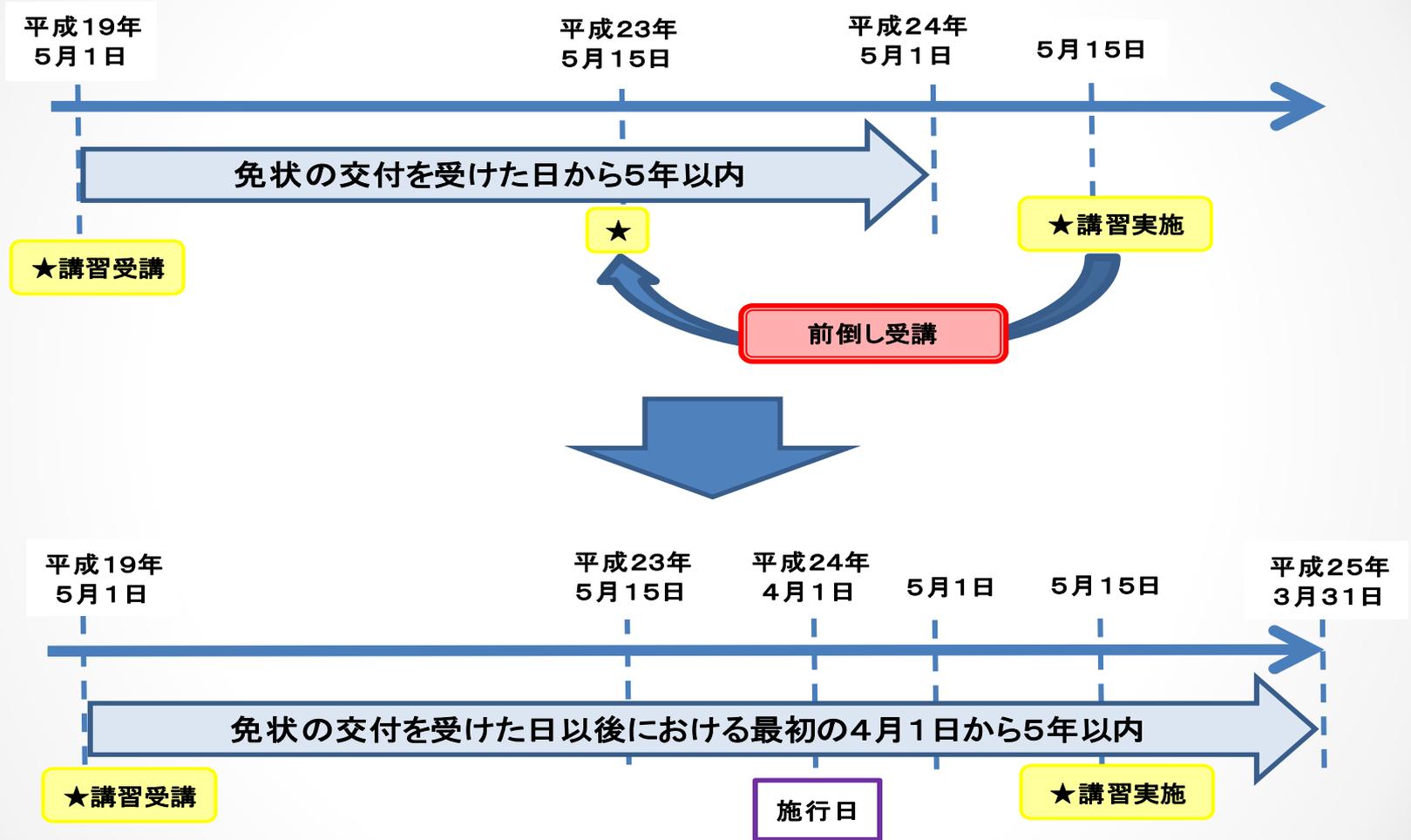
改正内容④

経過措置

施行日までに講習を受講しなければならない者については、**受講するまでの間に限り、改正前の規定を適用することとされている。**

なお、公布後施行日までの間において免状の交付又は受講等した者についても、施行日をもって、改正後の規定が適用されることから、**免状の交付又は受講等した日以後における最初の4月1日（平成24年4月1日）から（2～）5年以内に受講すればよいこととなる。**

受講参考図



【例】 消防設備士：A県の場合（講習は年1回の5月実施）